

申立人が旧警戒区域（帰還困難区域）に所有する不動産のうち原発事故の7か月前の平成22年8月に新築された建物について、経年減価がないものとして新築時価格が賠償された事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X1、同X2及び同X3（併せて、以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

1 申立人X1について

申立人X1と被申立人は、本件に関し、別紙1「申立人X1について」記載の損害項目及び期間について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

2 申立人X2について

申立人X2と被申立人は、本件に関し、別紙1「申立人X2について」記載の損害項目及び期間について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

3 申立人X3について

申立人X3と被申立人は、本件に関し、別紙1「申立人X3について」記載の損害項目及び期間について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

第2 和解金額

1 申立人X1について

被申立人は、申立人X1に対し、別紙1「申立人X1について」記載の損害項目及び期間に関する和解金として、合計金50,548,081円の支払義務があることを認める。

2 申立人X2について

被申立人は、申立人X2に対し、別紙1「申立人X2について」記載の損害項目及び期間に関する和解金として、合計金5,351,256円の支払義務があることを認める。

3 申立人X3について

被申立人は、申立人X3に対し、別紙1「申立人X3について」記載の損害項目及び期間に関する和解金として、金3,069,400円の支払義務があることを認める。

第3 既払い金

申立人らと被申立人は、被申立人が申立人らに対し、金6,750,000円を支払済みであることを相互に確認する。

第4 支払方法

(省略)

第5 清算条項

- 1 申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。また、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がないことを相互に確認する。ただし、別紙1「申立人X1について」記載の損害項目カないしケ及びこれに関する同コ、別紙1「申立人X2について」記載の損害項目カ、キ及びこれに関するケ並びに別紙1「申立人X3について」記載の損害項目ア及びこれに関するウについては、本和解に定める金額を超える部分につき、清算の効力は及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求をすることを妨げないことを相互に確認する。
- 2 申立人ら及び被申立人は、別紙1「申立人X1について」記載の損害項目キないしケの財物について、仮に本和解による賠償がその価額の全部の賠償である場合でも、その支払にかかわらず所有権は移転しないことを相互に確認する。

第6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名又は記名・押印の上、申立人X1が1通を、被申立人が1通を、それぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年8月19日

(仲介委員長 津川哲郎、仲介委員 岡田康男)

(別紙1)

申立人X1について			
損害項目	期間	金額	備考
ア 避難費用(移動費用)	平成23年3月11日～ 平成24年6月30日	66,000円	
イ 避難費用(滞在費)	同上	24,000円	
ウ 生活費の増加費用(①線量計)	同上	214,155円	
エ 生活費の増加費用(②土壌検査費用・除草剤)	同上	50,778円	
オ 生活費の増加費用(③○○会議交通費)	同上	3,000円	
カ 精神的損害(日常生活障害慰謝料)	同上	800,000円	
キ 財物損害(①家財一式)		6,750,000円	
ク 財物損害(②土地、ただし、別紙2物件目録記載1ないし4の土地)		9,760,802円	
ケ 財物損害(③建物、ただし、別紙2物件目録記載5の建物)		31,407,072円	
コ 弁護士費用		1,472,274円	49,075,807円の3%
合計額(①)		50,548,081円	

(別紙2物件目録省略)

申立人X2について			
損害項目	期間	金額	備考
ア 避難費用(移動費用)	平成23年3月11日～ 平成24年6月30日	218,000円	
イ 生活費の増加費用(①駐車場代)	同上	26,000円	
ウ 生活費の増加費用(②仮設住宅水道料)	同上	64,428円	
エ 生活費の増加費用(③日用品等購入費)	同上	105,696円	
オ 一時立入移動費	同上	29,512円	
カ 生命・身体的損害	同上	150,667円	

キ 精神的損害(日常生活阻 害慰謝料)	同上	1,620,000 円	
ク 就労不能損害	同上	2,981,091 円	
ケ 弁護士費用		155,862 円	5,195,394 円の 3%
合計額 (②)		5,351,256 円	

申立人 X 3 について			
損害項目	期間	金額	備考
ア 精神的損害(日常生活阻 害慰謝料)	平成 23 年 3 月 11 日～ 平成 24 年 6 月 30 日	1,620,000 円	
イ 就労不能損害	同上	1,360,000 円	
ウ 弁護士費用		89,400 円	2,980,000 円の 3%
合計額 (③)		3,069,400 円	

既払い金 (④)		6,750,000 円	
支払額 (①+②+③-④)		52,218,737 円	